

## 船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第191号	
事故等種類	衝突（かき筏）	
発生日時	平成22年11月3日 23時39分ごろ	
発生場所	広島県廿日市市 <sup>いつく</sup> 厳島南方沖 阿多田港 <sup>あただ</sup> 本浦中防波堤灯台から真方位351° 2.9海里付近 (概位 北緯34° 14.6′ 東経132° 18.4′)	
事故等調査の経過	平成22年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 <sup>さいほう</sup> 西宝丸、8.5トン	
船舶番号、船舶所有者等	HS2-2428（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 プロペラが損傷 かき筏 枠組の折損等	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、広島県呉市呉港に向けて厳島南方沖を北東進中、かき養殖施設付近を航行し、平成22年11月3日23時39分ごろ、同島南方沖のかき筏に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、厳島南方沖を北東進中、かき養殖施設に接近して航行したことから、同島南方沖のかき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、厳島南方沖を北東進中、かき養殖施設に接近して航行したため、同島南方沖のかき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。	